



市道多西5号線道路舗装補修工事に伴う条件付一般競争入札を執行するので、あきる野市契約事務規則（平成7年あきる野市規則第38号）第4条及び第7条の規定により、次のように公示する。

令和8年9月16日

あきる野市長 白 井 建



1 条件付一般競争入札に付する事項

- (1) 工事件名： 市道多西5号線道路舗装補修工事
- (2) 工事種別： 舗装工事
- (3) 工事場所： あきる野市営生
- (4) 工事概要： 舗装工 一式
区画線設置工 一式
- (5) 工 期： 契約締結日の翌日から令和9年3月8日まで
- (6) 入札方法： 東京電子自治体共同運営電子調達サービス(以下「電子調達サービス」という。)の電子入札サービス(以下「電子入札サービス」という。)による入札

2 入札参加資格要件

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 入札参加申請日現在、電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された者で、申請自治体「あきる野市」、申請業種「道路舗装工事」に登録があること。
- (2) 入札参加申請日現在、競争入札参加において登録してある本店をあきる野市内に有すること。
- (3) あきる野市において、現在、指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する「舗装工事業」の建設業許可を有すること。
- (6) 当該工事の入札前6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始申立てがなされている者でないこと。
- (8) 建設業法第26条に規定する技術者の資格を有する者を配置できること。
- (9) 経営事項審査の「土木一式」、「舗装工事」のいずれかの総合評定値が「450点以上」であること。なお、この場合の総合評定値は、入札参加申請日現在で有効で

ある電子調達サービスの競争入札参加資格申請の際に使用した経営事項審査の総合
評価値とする。

- (10) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者（「東京電
子自治体共同運営 電子調達サービス 競争入札参加資格申請の手引き」に定義さ
れる関係会社に当たる者）でないこと。
- (11) 入札参加資格者が入札までに参加資格要件を満たさなくなったときは、入札に
参加できない。また、既に入札を行っていた場合は、その者の入札を無効とする。

3 条件付一般競争入札参加の申請

本件は、電子調達サービスにより入札を行う。入札に参加を希望する者は、次に掲げる
方法により手続を行うこと。

- (1) 電子調達サービスの希望申請から「一般競争入札参加資格確認申請書」を送信す
ること。
- (2) その他の提出書類
次の書類を申請書送信時に、ファイルで添付すること。
 - (ア) 配置予定技術者の資格が確認できるもの
※ 「資格証明書」又は「監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者
講習修了証（表）」の写し等
 - (イ) 配置予定技術者を入札参加の申請日から起算して3か月以上前から雇用
していることが確認できるもの
※ 「住民税特別徴収税額通知書」、「健康保険・厚生年金被保険者標準報
酬決定通知書」又は「雇用証明書」の写し等

4 入札参加申請期限

令和8年9月30日（水）午前11時00分まで

5 選定結果の通知予定日

令和8年9月30日（水）

6 設計図書等の配布

設計図書等の配布については、電子入札サービスにより行うものとする。

7 工事に関する質問及び回答

工事に関する質問及び回答については、全て電子入札サービスにより行うものとする。

- (1) 質問期間 選定結果の通知日から令和8年10月7日（水）正午まで
- (2) 回答予定日 令和8年10月9日（金）

8 入札書の提出

- (1) 期限 令和8年10月16日（金） 午前10時00分まで

- (2) 場所 電子入札サービス

9 開札

- (1) 予定日時 令和8年10月16日(金) 午前10時00分
(2) 場所 電子入札サービス

10 入札保証金
免除する。

11 入札の方法

- (1) 入札回数は、1回とする。
(2) 入札書に記載する金額には、消費税及び地方消費税を含めないこと。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とする。
(3) 入札の際に積算内訳書を提出(添付)すること。積算内訳書の提出(添付)がない場合は、当該入札を無効とする。

12 予定価格及び最低制限価格

- (1) 本件は、予定価格事前公表の対象とし、予定価格は、次のとおりとする。
予定価格 37,550,700円(消費税及び地方消費税を含む。)
(2) 最低制限価格
設定あり。なお、最低制限価格より低い価格をもって入札した者は、落札者とならない。

13 契約保証金

- (1) 契約金額の10分の1以上を納付すること。
(2) 前号の規定にかかわらず、あきる野市契約保証に関する事務取扱要領第4条第2号から第5号までに掲げるいずれかの保証を付したときは、契約保証金を免除する。なお、保証の額は、契約金額の10分の1以上とする。
(3) その他契約保証に関する取扱いは、あきる野市契約保証に関する事務取扱要領による。

14 前払金

ありとする。ただし、前払金の請求は、契約締結後、保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を担当課に提出した上で行うこと。

15 中間前払金及び部分払

次に掲げる中間前払金又は部分払のいずれかを支払うことができる。

(1) 中間前払金

前金払をした場合に限る。ただし、中間前払金の請求は、保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を担当課に提出した上で行うこと。

(2) 部分払

既済部分の代価の10分の9を上限とする。

16 その他

(1) 電子入札サービスの利用に当たっては、利用規約を遵守すること。

(2) 契約書は、あきる野市指定の工事請負契約書を使用する。

(3) 建設業法等関係法令を遵守すること。

(4) その他ここに定めのないものは、あきる野市契約事務規則及びあきる野市競争入札参加者心得（電子入札用）による。

(5) その他不明の点については、あきる野市総務部契約検査課契約係に照会すること。